

神奈川県子ども・子育て支援推進条例の見直し結果（検討項目別）

1 前回見直し（平成 25 年度）以降の関連法令等の施行・改正状況

(1) 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行（H26.1）

<p>法律の概要</p>	<p>○ 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めるもの。</p> <p>○ 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するとされた。</p>
<p>県の実践</p>	<p>○ 同法の趣旨に鑑み、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を平成 27 年 3 月に策定（計画期間：H27～H31）し、子どもの貧困対策に取り組んでいる。</p>
<p>関係団体等への意見照会結果</p>	<p>○ 関係団体及び庁内から「子どもの貧困対策を条例に明記すべき」という旨の意見あり。</p>
<p>議会答弁</p>	<p>（平成 28 年第 2 回定例会の一般質問に対する知事答弁）</p> <p>○ 知事が「子どもの貧困対策などの新しい課題に対応するための施策のあり方を検証し、条例の次の見直し時期に、その結果を反映させる」旨、答弁。</p>
<p>条例の規定</p>	<p>○ 第 2 条において、子ども・子育て支援の定義を「子ども及び子どもを生み、育てる家庭に対する支援」、「子どもが健やかに生まれ、かつ、育つことができるようにするための取組」などとしており、当然子どもの貧困対策も含まれる。</p> <p>○ 一方、<u>条例第 9 条～第 14 条において、県による子ども・子育て支援に関する具体的な取組みについて規定を設けているが、子どもの貧困対策に関する直接的な規定はない。</u>（第 13 条の「子育て家庭に対する支援」に含まれるとすることも可能だが不明確。）。</p>



【検討結果】

- 全国的に子どもの貧困対策の重要性が強く認識されている中、県として子どもの貧困対策を推進する旨を明確に示すとともに、取組みの実効性や継続性を担保する必要がある、条例に位置づけるため、条例改正（条項の追加等）を行う。

ex：（貧困の状況にある子どもへの支援）

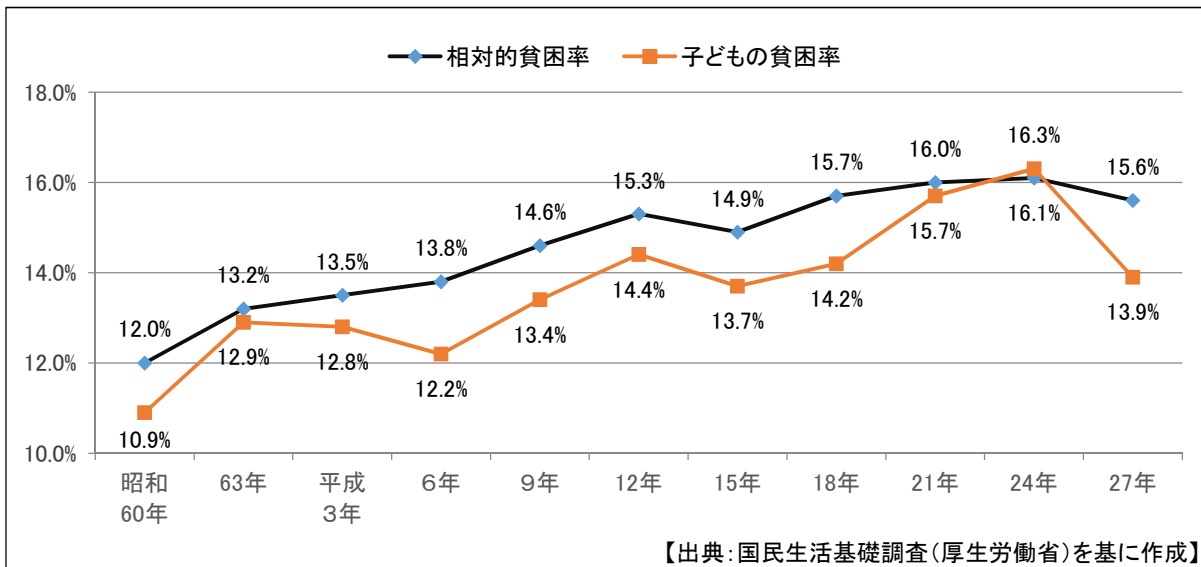
第〇条 県は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

※ 改正内容はあくまで例示であり、今後検討していく。

<参考：子どもの貧困率>

○ 子どもの貧困率は、平成 24 年から平成 27 年にかけて減少したが、長期的にみると増加傾向にある。【図表 1】

■ 図表 1：子どもの貧困率（全国）



(2) 次世代育成支援対策推進法の改正 (H27. 4) による新たな事業者認定制度の創設

<p>県の認証制度 (子育て応援団)</p>	<p>○ 県では、条例第 15 条に基づき、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）第 12 条に規定する一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）の策定・届出を行っていることなど、一定の基準に適合する事業者を子育て応援団として認証している。</p>												
<p>国の認定制度 (くるみん認定) と法改正</p>	<p>○ 次世代法では、行動計画の策定・届出を行い、行動計画に定めた目標を達成していることなど、一定の基準を満たした事業者を厚生労働大臣が認定（くるみん認定）できるとしている。</p> <p>○ 平成 27 年 4 月の次世代法の改正により、くるみん認定に加え、新たにプラチナくるみん認定が始まり、<u>当該認定を取得した事業者については、行動計画の策定・届出義務が免除されることとなった。</u></p>												
<p>子育て応援団と くるみん認定の 違い</p>	<p>○ <u>子育て応援団については、法令上義務又は努力義務とされている事項への対応状況等、主に子ども・子育て支援の体制整備に関する事項を認証基準としており、事業者の認証をしやすくするよう配慮した制度設計となっている。</u></p> <p>○ 一方、<u>くるみん・プラチナくるみん認定については、体制整備に加え、行動計画に定めた目標の達成状況等、子ども・子育て支援に関する取組の実績についても認証基準とするなど、子育て応援団に比べてハードルが高い。</u></p> <p>○ このため、<u>特に中小企業をはじめ、より多くの事業者が子育て応援団となっており、くるみん・プラチナくるみん認定とのすみ分けができて</u>いる（子育て応援団認証事業者は県の入札参加資格認定における加点評価が受けられるとともに、子ども・子育て支援に取り組んでいることを対外的にアピールでき、求人等におけるメリットもある。）。</p>												
<p>子育て応援団 認証実績</p>	<table border="1" data-bbox="491 1218 1399 1317"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(累計)</td> <td>487 件</td> <td>507 件</td> <td>513 件</td> <td>518 件</td> <td>527 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 県内のくるみん認定事業者数は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ くるみん認定：95 社 ・ プラチナくるみん認定：4 社 <p>(H30. 5 末時点。公表に承諾している事業者のみ。)</p>	年度	H25	H26	H27	H28	H29	件数(累計)	487 件	507 件	513 件	518 件	527 件
年度	H25	H26	H27	H28	H29								
件数(累計)	487 件	507 件	513 件	518 件	527 件								



【検討結果】

(制度の必要性)

- 子育て応援団については、上記のとおり、国の制度とのすみ分けができており、中小企業をはじめとする事業者の子ども・子育て支援の体制整備の促進に資するものであることから、今後も継続していく必要がある。

(プラチナくるみん認定事業者に対する行動計画の策定・届出の免除への対応)

- 条例制定時に行動計画の策定・届出を子育て応援団の認証基準の 1 つとしていたのは、法定義務への対応を確認するためである。
- このため、次世代法により行動計画の策定・届出義務が免除されるプラチナくるみん認定事業者については、行動計画の策定・届出をしていない場合も子育て応援団として認証できるよう、認証基準（第 15 条第 1 項）を改正する

(3) 子ども・子育て支援法の施行による子ども・子育て支援新制度の開始 (H27.4)

<p>新制度のポイント</p>	<p>○ 保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進</p>
<p>子ども・子育て支援法の規定</p> <p>※ 下線部は条例でも類似の文言で規定している箇所</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第二条 子ども・子育て支援は、<u>父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。</u></p> <p>2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。</p> <p>3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>(市町村等の責務)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 <u>都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(事業主の責務)</p> <p>第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の<u>職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。</u></p> <p>(国民の責務)</p> <p>第五条 国民は、<u>子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。</u></p>



【検討結果】

- 子ども・子育て支援法で規定する基本理念や都道府県等の責務については、条例で規定する基本理念や県等の責務（第3条～第7条）と齟齬があるものではなく、子ども・子育て支援法の施行に伴う改正等の必要はない。

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）の国連サミット採択（H27.5）

<p>SDGsの概要</p>	<p>○ 平成27年9月の国連において、全会一致で採択された「<u>持続可能な開発目標</u>」。先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限として、貧困、健康と福祉、教育など17のゴール（目標）を設定。</p>
<p>条例の目的、 基本理念</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、子ども・子育て支援について、基本理念を定め、並びに県、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民の責務を明らかにするとともに、子ども・子育て支援を推進するための基本となる事項を定めることにより、<u>子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもが健やかに生まれ、かつ、育つことができ、及び県民が安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備を図り、もって県民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 子ども・子育て支援は、<u>子どもの国籍、性別、障害の有無等を問わず、その人権を尊重するとともに、子どもが権利の主体として、自他を敬愛し、個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、自主及び自立の精神を養い、並びに学習、体験等を通じて人格を形成することを旨として推進されなければならない。</u></p> <p>2 子ども・子育て支援は、結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観を尊重して推進されなければならない。</p> <p>3 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、家庭その他の場における生活を尊重して推進されなければならない。</p> <p>4 子ども・子育て支援は、次代の社会を担う子どもを生み、育てることに真に誇りと喜びを感じることができる社会の実現が重要な意義を有することにかんがみ、県、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。</p>



<p>【検討結果】</p> <p>○ <u>条例の目的は、「県民が安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備を図り、もって県民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与すること」であり、SDGsの理念と方向性を同じくしている。</u></p> <p>○ また、条例の基本理念についても、SDGsの理念や目標の一部を共有するものであり、<u>これに伴う改正等の必要はない。</u></p>

(5) 児童福祉法等の改正（H28・H29）を受けた「都道府県社会的養育推進計画」の策定

<p>改正等の概要</p>	<p>○ 児童福祉法改正では、<u>子どもが権利の主体であることを明確にし</u>（※）、<u>家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し</u>、<u>実親による養育が困難であれば、特別養子縁組や里親による養育を推進することを明確にした。</u></p> <p>※ 以下の内容が児童福祉法に規定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、<u>適切に養育されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利</u>を有する。（第1条） <p>○ 都道府県においては、改正児童福祉法等を受け、既存の計画を全面的に見直し、新たに「都道府県社会的養育推進計画」を平成31年度末までに策定することとなった。</p>
<p>条例の規定</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、（中略）<u>子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもが健やかに生まれ、かつ、育つことができ、及び県民が安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備を図り、もって県民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。</u></p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 子ども・子育て支援は、子どもの国籍、性別、障害の有無等を問わず、その人権を尊重するとともに、<u>子どもが権利の主体として、自他を敬愛し、個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、自主性及び自立の精神を養い、並びに学習、体験等を通じて人格を形成することを旨として推進されなければならない。</u></p> <p>2～4 （略）</p> <p>（養護を必要とする子どもの福祉の充実等）</p> <p>第12条 県は、<u>養護を必要とする子どもの福祉の充実と自立を支援するために、児童養護施設、里親その他の家庭に代わって子どもを養育するものの役割に対する理解の促進、専門的な人材育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。</u></p>



【検討結果】

- 児童福祉法の改正により、子どもが権利の主体であることが明確化され、また、家庭養育優先の理念が規定されたところだが、現行条例では、既に、主体的・能動的な権利の主体としての子どもの尊重について定めているとともに、養育支援について包括的に規定しており、児童福祉法の改正等に伴う改正等の必要はない。

2 社会環境の推移

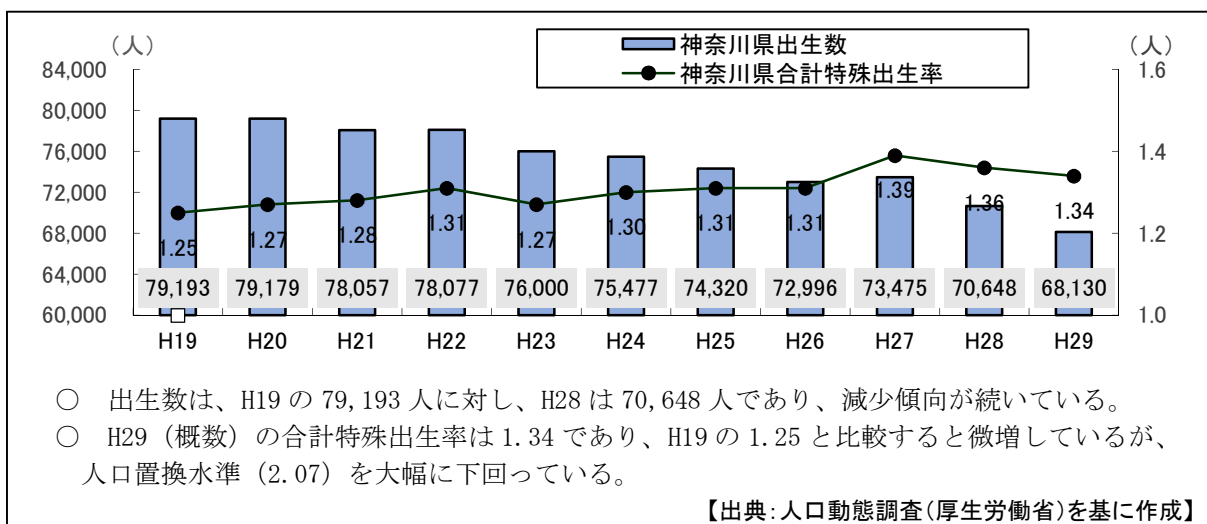
条例の規定	(目的) 第1条 この条例は、 <u>急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ</u> 、(以下省略)。
社会環境の推移の概要	○ 少子化・核家族化の進行が継続【図表2、3、4】 ○ 県民の6割が、生み育てる環境が今のままでは子どもをもつのは難しいと思っている。(今の生み育てる環境に満足している県民は、わずか1割強。)【図表5、6、7】



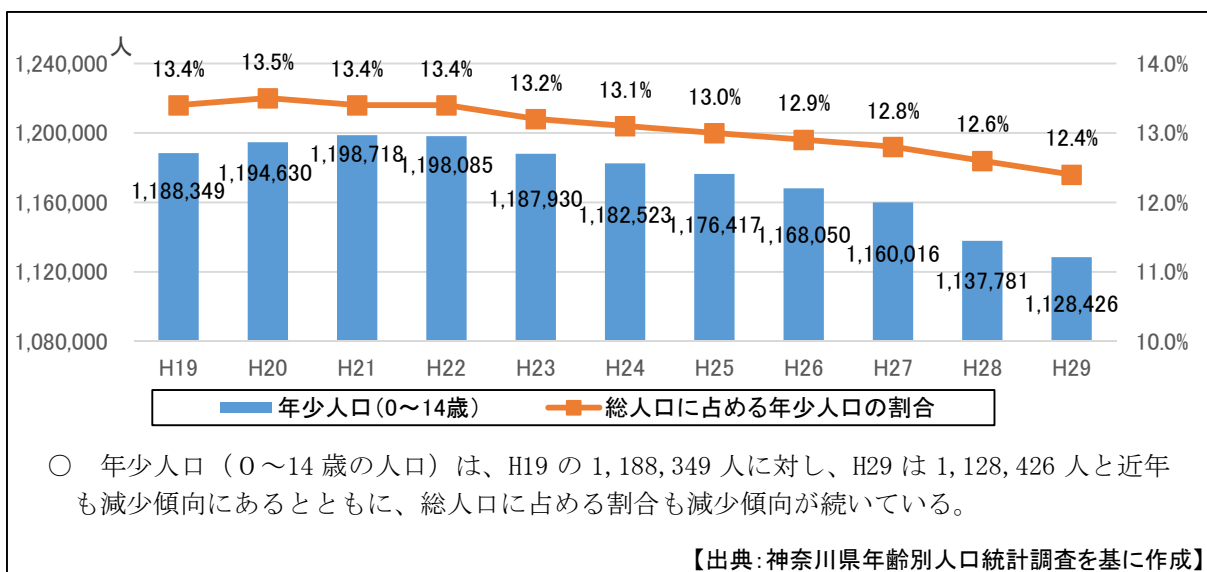
【検討結果】

- 県民が安心して子どもを生み育てられるための環境整備の必要性は以前にも増して高まっており、今後も必要な条例である。

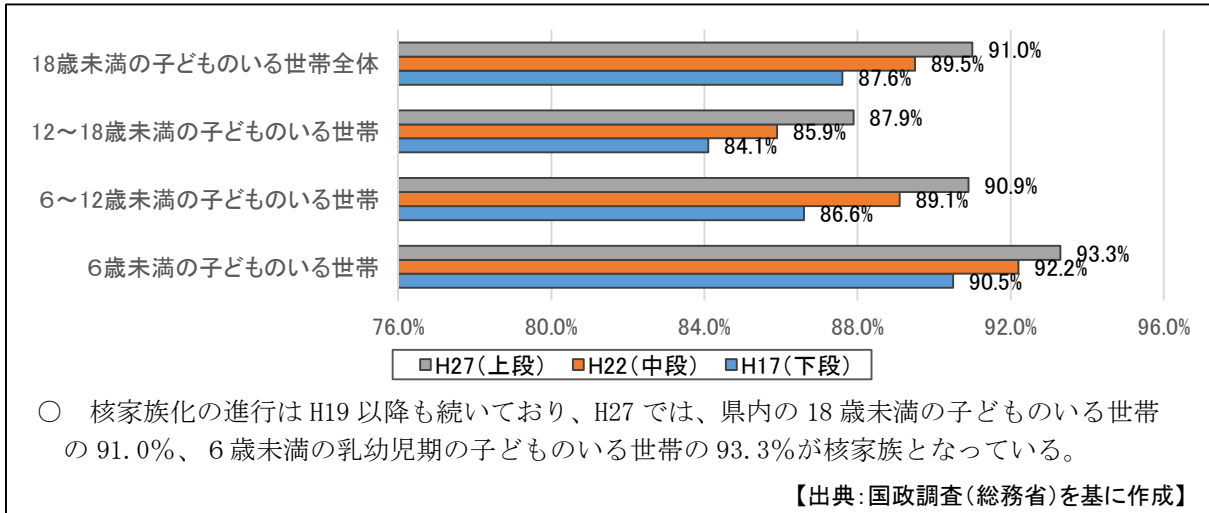
■図表2：出生数・合計特殊出生率の推移（神奈川県）



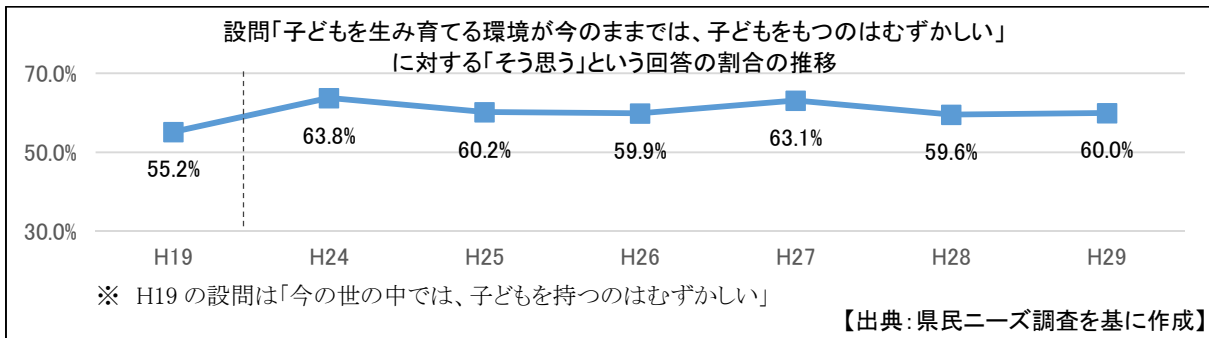
■図表3：年少人口(各年1月1日現在)の推移(神奈川県)



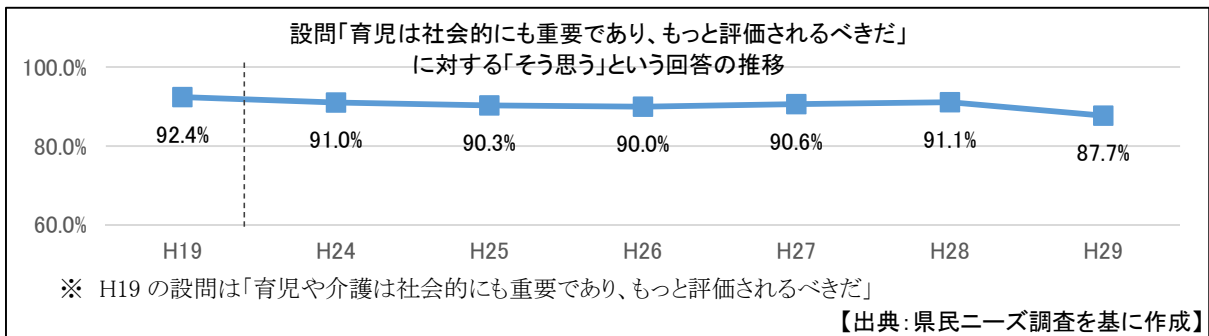
■ 図表 4 : 一般世帯に占める核家族の割合の状況 (神奈川県)



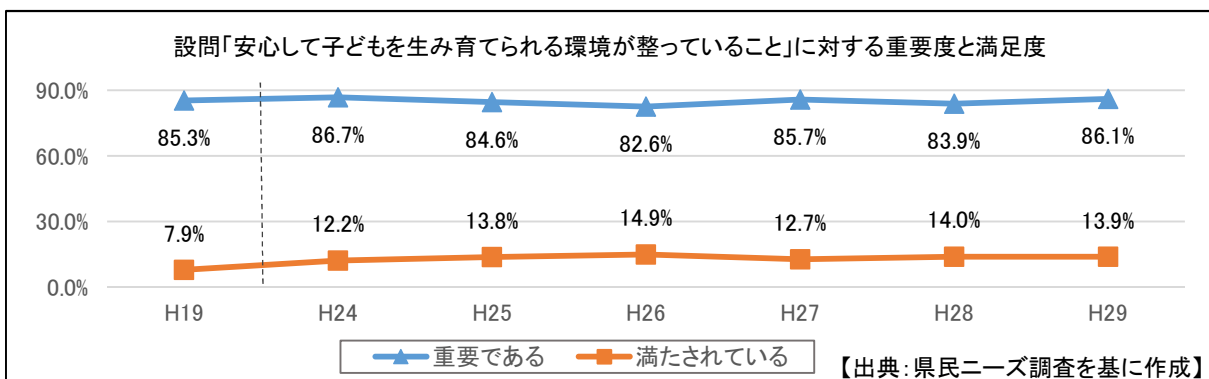
■ 図表 5 : 県民ニーズ調査の結果の推移①



■ 図表 6 : 県民ニーズ調査の結果の推移②



■ 図表 7 : 県民ニーズ調査の結果の推移③



3 庁内及び子育て関係団体等への意見照会結果

意見照会概要	<p>① 庁内関係課（39 所属）あて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県子ども・青少年みらい本部部会の構成員に依頼（H30. 2. 19 付け） <p>② 子育て関係団体構成員（82 団体・個人）あて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県子ども・子育て支援推進協議会、かながわ子どものみらい応援団、かながわ青少年社会環境健全化推進会議の構成員に依頼（H30. 2. 20 付け。回答は 25 団体） <p>③ 一般県民あて（「e-かなネットアンケート」による意見照会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査期間：平成 30 年 3 月 12 日～4 月 13 日。回答数：967 人 <p>→ <u>条例改正に関する直接的な意見は、「子どもの貧困対策を明記するべき」及び「家庭教育支援という観点が必要ではないか」のみ。</u>〔結果概要は別添〕</p>
条例の規定 (家庭教育支援関連)	<p>(生命の尊厳等についての教育の充実)</p> <p>第9条 県は、生命の尊厳、子どもの人権尊重の重要性及び子育ての意義について、子どもの関心と理解を深めるよう教育の充実に取り組むものとする。</p> <p>(子育て家庭に対する支援)</p> <p>第13条 県は、子どもを生み、育てる家庭に対して、子育て負担の軽減を図るため、必要な知識の普及、情報の提供、専門的な相談の実施その他必要な支援を行うものとする。</p> <p>(職業生活と家庭生活の両立のための措置)</p> <p>第14条 県は、県民の職業生活と子どもを生み、育てるための家庭生活との両立が図られるようにするため、子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の普及、保育等に係る体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>【条例逐条解説等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第9条の「教育」とは、教育委員会が行う教育はもとより、知事部局等の関連施策において、子どもが主体的に学ぶことができるような機会の提供を行う事業等も包含している。 ○ 第13条は、家庭における子育ての負担軽減のために、子育てに必要な知識の普及や情報提供、相談等を通じて支援を行うことを規定するもの。 ○ 第14条に關係する取組みとして「家庭教育の向上に向けた企業・事業所との協定制度」が実施されている。 ○ 第9条及び第13条に關連する取組みとして「家庭教育情報の提供」が子どもみらいプランにも位置づけられている。 <p>→ 上記の条例逐条解説等のとおり、<u>本条例では「教育の充実」や「子育て家庭に対する支援」について、包括的に規定しており、家庭教育支援という観点も含まれるものである。</u></p>



<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「子どもの貧困対策を明記するべき」という意見については、上記1の(1)のとおり、条例改正（条項の追加等）を行う。 ○ 「<u>家庭教育支援という観点が必要</u>」という意見については、既に現行条例でも包含しているため、改正の必要はない。

4 その他

○ 条例の見直し時期（附則）の改正

<p>背景</p>	<p>○ 本条例の見直し時期について、「施行の日から起算して5年を経過するごと」としており、実施時期は以下のとおりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行（平成 19 年 10 月 1 日） ・ 見直し（平成 24 年 10 月～25 年 9 月まで） <作業の中心は 25 年度> ・ 見直し（平成 29 年 10 月～30 年 9 月まで） <作業の中心は 30 年度> ・ 見直し（平成 34 年 10 月～35 年 9 月まで） <作業の中心は 35 年度> <p>○ 一方、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく、本県の子ども・子育てに関する総合的な計画である「かながわ子どもみらいプラン（5年を1期。以下「プラン」という。）」の改定時期は以下のとおりであり、条例見直しの翌年度にプランの改定を行うこととなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定（平成 27 年 3 月） <作業の中心は 26 年度> ・ 改定（平成 32 年 3 月） <作業の中心は 31 年度> ・ 改定（平成 37 年 3 月） <作業の中心は 36 年度>
<p>現行条例の規定</p>	<p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>検討結果</p>	<p>○ 本条例では、子ども・子育て支援の目的や基本理念、関係主体の責務等を規定するとともに、条例の目的を達成するための具体的な取組みや制度等についても規定を設けている（第9条～第21条等）。</p> <p>○ 具体的な取組みや制度等に関する条例の規定については、プランと深い関連性があり、可能な限り、プランと整合を図る必要がある。</p> <p>○ このため、<u>次回以降の条例の見直し時期とプランの改定時期を統一し、併せて検討していくことが合理的かつ効率的であり、条例の見直し時期を規定している附則の改正を検討する。</u></p> <p>※ 改正内容は今後検討していく。</p>

5 まとめ

- 以下の事項について、「改正を検討する」こととする。
- (1) 子どもの貧困対策に関する規定の整備（条項の追加等）
 - (2) かながわ子育て応援団の認証基準（第15条第1項）の改正
 - (3) 条例の見直し時期（附則）の改正

庁内及び子育て関係団体等への意見照会結果概要

1 庁内関係課あて意見照会結果概要 (n=39)

照会項目	回答
条例の見直しに影響等がある関係法令等の施行、改正等	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>子どもの貧困対策の推進に関する法律</u>（平成 26 年 1 月施行） 子どもの貧困対策は、子どもに対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進しなければならない（法第 2 条）。 ・ 「<u>子どもの貧困対策の推進に関する法律</u>」の施行を踏まえて、現行条例第 13 条子育て家庭に対する支援にある「子育ての負担の軽減」を図るだけでなく、子ども自身のための取組み、例えば「子ども食堂」などの貧困対策について明記する必要があるのではないか。
条例の見直しに影響がある新たな課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 4 条第 1 項に規定する総合的な施策等についてとりまとめを行う窓口となる所管課を「福祉子どもみらい局」に置き、全体の調整を行うとともに他課になじまない案件等を一括して処理する所管課として機能させること。
条例の見直しの検討を行う項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念（第 3 条） <u>子どもが「生まれ育った環境によって左右されず」子どもの人権を尊重するという視点が必要。</u> ・ 子育て家庭に対する支援（第 13・14 条） <u>家庭教育支援という観点が必要ではないか</u>と考えられる。
条例の見直しについての意見・提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業を進めるに当たっては、神奈川県総合計画審議会計画推進評価部会が平成 30 年 3 月に策定する「社会環境の変化に伴う新たな政策課題について」や、毎年度実施しているかながわランドデザイン 評価報告書の同審議会・同評価部会からの 2 次評価などの内容も参考としていただけたらと思います。

2 子育て関係団体及び一般県民あて意見照会結果概要 (n=992)

(1) 回答概要 (具体的記述)

問 子ども・子育てに関する問題として、重要だと思うもの

- ・ 0～3歳の社会的組織に属さない子どもを育てている親を孤立から守ること。
- ・ スマートフォン等のインターネット規制。
- ・ 子育てに関する相談窓口の充実。

問 子ども・子育て支援推進条例に基づく事業で、強化・改善すべき事業の具体的内容

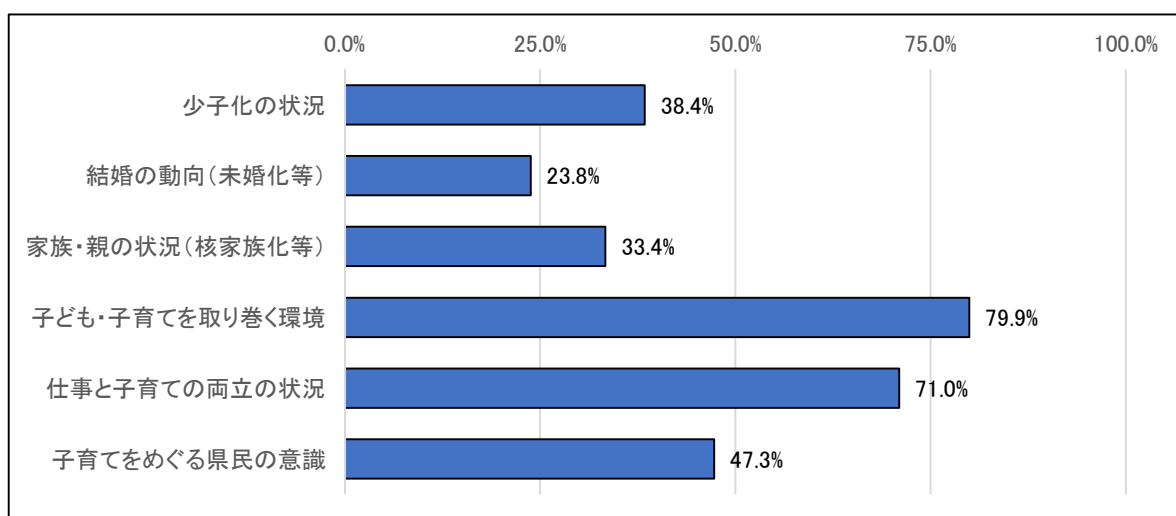
- ・ そろそろ子どもが生まれる前の支援、結婚からの支援が必要になるのでないか。
- ・ 子育て世代を対象とした講演会や懇談会等を開催し、子育てにおける生(なま)の声を聞き、政策に結びつけるような事業にしたらどうか。
- ・ 子ども・子育て支援月間に関しては、町内会看板、回覧板にも資料がなく、目にする機会があまりない。具体的になぜ8月なのかなどが全く周知されておらず、もっと広く伝えていくべき。

問 県の子ども・子育て支援推進体制(条例、具体的な取組み等)への意見・提案

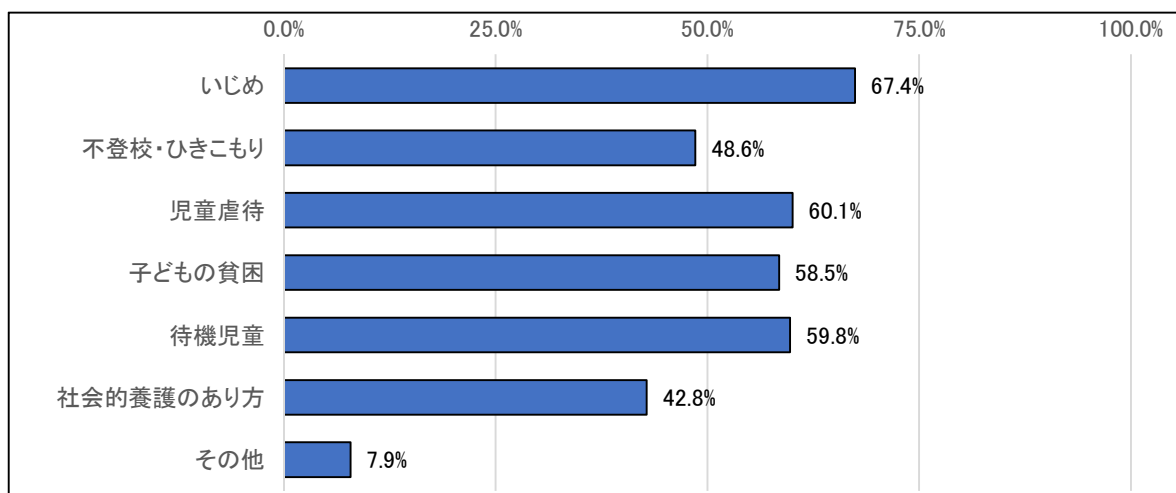
- ・ 利用できる支援サービスについての情報が、子育て当事者に届いていない。また、子どもの成長に見合った支援サービスが、必要な時期に当事者に伝わるシステムができていない。
- ・ 条例に子どもの貧困対策に関する取組みが明記されていない。家庭環境に左右されることなく育つことができる環境づくりが重要であることを明記するべきである。
- ・ 相対的貧困家庭の子どもの支援を忘れずに取り組むことを期待する。
- ・ 早急に子どもの貧困、社会的養護のあり方を重要課題として行動して欲しい。
- ・ 共働きが当たり前になっている昨今、待機児童がでないよう認可保育所の充実を図ることが重要。
- ・ 若い男女が結婚したくなるような取組みが必要になると感じる。
- ・ やまゆり園の事件は衝撃的だった。特別支援教育に力を入れているのはわかるが、その様子や子どもに触れる・理解する時間は通常学級でどれ程あるのかと考えるきっかけになった。具体的な実践もしっかり周知していただきたい。
- ・ 次世代を担う大切な子どもを虐待から守るために児童相談所の権限拡大を望む。
- ・ 子どもへの投資が社会の将来にとって、大きな効果をもたらすことをもっと啓発する必要がある。
- ・ 高齢者でも、元気なうちは保育園への送迎など、何かお手伝いをしたいと思っている人は多いのではないか。そうした気持ちと仕事を結びつけるマッチングの場を設けて欲しい。

(2) その他主な照会項目の集計結果

① 今後、取組みを強化すべき項目。(複数回答可) (n=992)



② 子ども・子育てに関する取組みとして、重要だと思うもの。(複数回答可) (n=992)



③ 条例に基づく取組みで、強化すべきと思うもの。(複数回答可) (n=992)

